

資料 1

○鷹栖町防災会議条例

制 定 昭和38年1月1日 条例第1号

最終改正 平成25年12月17日 条例第38号

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第6項の規定に基づき、鷹栖町防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定める事を目的とする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 鷹栖町地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 町長の諮問に応じて町の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、町長に意見を述べること。
- (4) 前各号に掲げるものの外、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、町長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故あるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次の各号に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 指定地方行政機関の職員のうちから町長が任命する者 3名
 - (2) 陸上自衛隊第2師団第2特科連隊本部中隊長 1名
 - (3) 知事の部内の職員のうちから町長が任命する者 4名
 - (4) 北海道警察官のうちから町長が任命する者 1
 - (5) 町長がその部内の職員のうちから指定する者 1名
 - (6) 町の教育委員会の教育長
 - (7) 旭川市消防吏員の内から町長が任命する者
 - (8) 鷹栖町消防団長
 - (9) 指定公共機関及び指定地方公共機関の職員のうちから町長が任命する者
 - (10) その他の公共的団体の職員のうちから町長が任命する者
 - (11) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから町長が任命する者

6 前項第9号、第10号及び第11号の委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

7 前項の委員は再任されることができる。

(専門委員)

第4条 防災会議は、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、北海道の職員、町の職員、関係指定公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから町長が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは解任されるものとする。

(議事)

第5条 前各条に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し、必要な事項は、会長が防災会議にはかつて定める。

附 則

この条例は、昭和38年1月1日から施行する。

附 則 (昭和62年9月22日条例第20号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成8年12月19日条例第29号)

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 第3条第5項第9号及び第10号の委員の最初の任期は、同条第6項の規定にかかわらず平成11年3月31日までとする。

附 則 (平成12年3月15日条例第30号)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年12月20日条例第22号)

この条例は、平成24年12月20日から施行する。

附 則 (平成25年12月17日条例第38号)

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

資料 2

○鷹栖町災害対策本部条例

制定 昭和38年1月1日 条例第2号

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条第7項の規定に基づき、鷹栖町災害対策本部に関し、必要な事項を定める事を目的とする。

(組織)

第2条 災害対策本部長は災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第3条 災害対策本部長は必要を認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当る。

4 部長は部の事務を掌理する。

(雑則)

第4条 前各条に定めるもののほか、災害対策本部に関し、必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、昭和38年1月1日から施行する。

資料3

○鷹栖町火入に関する規則

制 定 昭和61年4月22日 規則第16号

(目的)

第1条 この規則は鷹栖町の森林又は森林の周囲1キロメートルの範囲内にある土地における火入れに関し、森林法（昭和26年法律第249号）第21条の許可の手續その他の必要な事項を定めることを目的とする。

(火入れの対象)

第2条 前条の規定により火入れをすることができるのは次のとおりである。

- (1) 造林のため地拵を行う場合
- (2) 焼畑を行う場合
- (3) 開墾準備を行なう場合
- (4) 害虫駆除予防の場合
- (5) 放牧地又は採草地を改良する場合において障害物を焼き払わなければ作業困難な場合
- (6) その他町長が特別の事情があると認めた場合

(許可の申請)

第3条 火入れの許可を受けようとする者は、火入れをしようとする7日前までに、別記第1号様式による申請書に次の各号に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 火入れを行おうとする土地（以下「火入れ地」という。）及びその周囲の現況並びに防火の設備を示す見取図（別記様式第1号の1）
- (2) 火入れ地が、申請者以外の者が所有し又は管理する土地であるときはその所有者又は管理者の承諾書（別記様式第1号の2）

(防火の準備)

第4条 前条により火入れの許可を受けようとする場合は、あらかじめ次に掲げる防火の設備を設けなければならない。

- (1) 火入れ地の周囲には10mを基準として防火線を設けなければならない。
- (2) 防火線内にある柴草、落葉、枯損木、その他の可燃物は一切除去しなければならない。
- (3) 火入れの面積に応じ次の各号を基準に火入れ従事者を配置しなければならない。

ア 0.5ha以上のとき 8人以上

イ 1.0ha以内のとき 10人以上

- (4) 火入れ責任者はスコップ、くわ、バケツ等の消火に必要な器具を火入従事者に携行させ

なければならない。

(許可書の交付)

第5条 町長は第3条の申請を許可したときは別記第2号様式により許可証を交付する。

(面積及び期間)

第6条 火入れ許可期間は原則として1件につき5日以内とし、1日(又は1回)の火入れ面積は1.0haを越えることはできない。

(関係機関への通知)

第7条 町長は火入れの許可を行った場合、消防支署長並びに森林愛護組合長に通知するものとする。

(担当職員の派遣)

第8条 町長は必要と認めるときは火入れの際、担当職員を立ち合わせることができる。

2 前項の場合において火入れ者、火入れ責任者は担当職員の指示に従わなければならない。

(火入れの留意事項)

第9条 火入れにあたっては次の各号を守らなければならない。

- (1) 火入れ許可後であっても警報発令又は風勢のおだやかでないときは火入れをしてはならない。
- (2) 火入れにあたっては風下より、傾斜地のときは上地から火入れ地の一方より順次に行わなければならない。
- (3) 森林その他の可燃物に隣接する箇所での火入れは、特に嚴重なる警戒のもとに行わなければならない。
- (4) 火入れ許可後において天候、その他の理由で火入れができなかった場合、改めて火入れの許可を受けなければならない。
- (5) 火入れには必ず火入れ責任者を設け、火入れ跡地の完全消火確認後でなければ火入れ従事者を現場から退去させてはならない。
- (6) 火入れは日の出後に着手し日没までに終えなければならない。
- (7) 火入れ責任者は火入れ従事に際し火入れ許可証を持参していなければならない。
- (8) 火入れ者及び火入れ責任者は火入れを行うにあたっては、町長及び消防支署長に連絡することのできる体制を確保するとともに、事前に町長へ通知しなければならない。

(許可書の返納)

第10条 火入れ責任者は火入れが終了したとき、又は火入れの許可の対象期間を経過したときは速やかに町長に火入れ許可証を返納しなければならない。

附 則

この規則は、昭和61年4月22日から施行する。

資料 4

○鷹栖町公告式条例

制 定 平成10年3月13日 条例第1号

鷹栖町公告式条例（昭和25年条例第16号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第16条第4項及び第5項の規定に基づく公告式は、この条例の定めるところによる。

（条例の公布）

第2条 条例を公布しようとするときは、公布の旨の前文及び年月日を記入して、その末尾に町長が署名しなければならない。

2 条例の公布は、役場の掲示場に掲示して行う。

（規則に関する準用）

第3条 前条の規定は、規則に準用する。

（規程の公表）

第4条 規則を除くほか、町長の定める規程を公表しようとするときは、公布又は公表の旨の前文、年月日及び町長名を記入して町長印をおさなければならない。

2 前項の掲示は、第2条第2項の規定を準用する。

（その他の規則及び規程の公表）

第5条 第2条の規定は、議会の会議規則、傍聴人取締規則、その他町の機関の定める規則で、公表を要するものに準用する。この場合において、同条第1項中「町長」とあるのは、「当該機関又は当該機関を代表する者」と読み替えるものとする。

2 前条の規定は、町の機関の定める規程で、公表を要するものに準用する。ただし、同条中「町長名」とあるのは、「当該機関名」、「町長印」とあるのは、「当該機関印」と読み替えるものとする。

（施行期日の定め）

第6条 規則又は町の機関で定める規則若しくは規程は、それぞれ当該規則又は規程をもって特に施行期日を定めることができる。

附 則

1 この条例は、平成10年4月1日から施行する。

2 この条例の施行の際、現に従前の公告式により公布又は公表されている条例、規則その他の規程に関しては、なお従前の例による。

資料5

○災害対策基本法（抄）

制 定 昭和36年11月15日 法律第223号

最終改正 平成28年 5月20日 法律第 47号

（目的）

第一条 この法律は、国土並びに国民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、防災に関し、基本理念を定め、国、地方公共団体及びその他の公共機関を通じて必要な体制を確立し、責任の所在を明確にするとともに、防災計画の作成、災害予防、災害応急対策、災害復旧及び防災に関する財政金融措置その他必要な災害対策の基本を定めることにより、総合的かつ計画的な防災行政の整備及び推進を図り、もつて社会の秩序の維持と公共の福祉の確保に資することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 災害 暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、噴火、地滑りその他の異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発その他その及ぼす被害の程度においてこれらに類する政令で定める原因により生ずる被害をいう。

二 防災 災害を未然に防止し、災害が発生した場合における被害の拡大を防ぎ、及び災害の復旧を図ることをいう。

三 指定行政機関 次に掲げる機関で内閣総理大臣が指定するものをいう。

イ 内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十九条第一項及び第二項に規定する機関並びに国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第三条第二項に規定する機関

ロ 内閣府設置法第三十七条及び第五十四条並びに宮内庁法（昭和二十二年法律第七十号）第十六条第一項並びに国家行政組織法第八条に規定する機関

ハ 内閣府設置法第三十九条及び第五十五条並びに宮内庁法第十六条第二項並びに国家行政組織法第八条の二に規定する機関

ニ 内閣府設置法第四十条及び第五十六条並びに国家行政組織法第八条の三に規定する機関

四 指定地方行政機関 指定行政機関の地方支分部局（内閣府設置法第四十三条及び第五十七条（宮内庁法第十八条第一項において準用する場合を含む。）並びに宮内庁法第十七条第一項並びに国家行政組織法第九条の地方支分部局をいう。）その他の国の地方行政機関で、内閣総理大臣が指定するものをいう。

五 指定公共機関 独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第

一項に規定する独立行政法人をいう。)、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会その他の公共的機関及び電気、ガス、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、内閣総理大臣が指定するものをいう。

六 指定地方公共機関 地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。))及び港湾法(昭和二十五年法律第二百十八号)第四条第一項の港務局(第八十二条第一項において「港務局」という。)、土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第五条第一項の土地改良区その他の公共的施設の管理者並びに都道府県の地域において電気、ガス、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、当該都道府県の知事が指定するものをいう。

七 防災計画 防災基本計画及び防災業務計画並びに地域防災計画をいう。

八 防災基本計画 中央防災会議が作成する防災に関する基本的な計画をいう。

九 防災業務計画 指定行政機関の長(当該指定行政機関が内閣府設置法第四十九条第一項若しくは第二項若しくは国家行政組織法第三条第二項の委員会若しくは第三号ロに掲げる機関又は同号ニに掲げる機関のうち合議制のものである場合にあつては、当該指定行政機関。第十二条第八項、第二十八条の三第六項第三号及び第二十八条の六第二項を除き、以下同じ。))又は指定公共機関(指定行政機関の長又は指定公共機関から委任された事務又は業務については、当該委任を受けた指定地方行政機関の長又は指定地方公共機関)が防災基本計画に基づきその所掌事務又は業務について作成する防災に関する計画をいう。

十 地域防災計画 一定地域に係る防災に関する計画で、次に掲げるものをいう。

イ 都道府県地域防災計画 都道府県の地域につき、当該都道府県の都道府県防災会議が作成するもの

ロ 市町村地域防災計画 市町村の地域につき、当該市町村の市町村防災会議又は市町村長が作成するもの

ハ 都道府県相互間地域防災計画 二以上の都道府県の区域の全部又は一部にわたる地域につき、都道府県防災会議の協議会が作成するもの

ニ 市町村相互間地域防災計画 二以上の市町村の区域の全部又は一部にわたる地域につき、市町村防災会議の協議会が作成するもの

(基本理念)

第二条の二 災害対策は、次に掲げる事項を基本理念として行われるものとする。

一 我が国の自然的特性に鑑み、人口、産業その他の社会経済情勢の変化を踏まえ、災害の発生を常に想定するとともに、災害が発生した場合における被害の最小化及びその迅速な回復を図ること。

二 国、地方公共団体及びその他の公共機関の適切な役割分担及び相互の連携協力を確保するとともに、これと併せて、住民一人一人が自ら行う防災活動及び自主防災組織(住民の隣保協同

の精神に基づく自発的な防災組織をいう。以下同じ。) その他の地域における多様な主体が自発的に行う防災活動を促進すること。

三 災害に備えるための措置を適切に組み合わせて一体的に講ずること並びに科学的知見及び過去の災害から得られた教訓を踏まえて絶えず改善を図ること。

四 災害の発生直後その他必要な情報を収集することが困難なときであつても、できる限りの確に災害の状況を把握し、これに基づき人材、物資その他の必要な資源を適切に配分することにより、人の生命及び身体を最も優先して保護すること。

五 被災者による主体的な取組を阻害することのないよう配慮しつつ、被災者の年齢、性別、障害の有無その他の被災者の事情を踏まえ、その時期に応じて適切に被災者を援護すること。

六 災害が発生したときは、速やかに、施設の復旧及び被災者の援護を図り、災害からの復興を図ること。

(第三条・第四条省略)

(市町村の責務)

第五条 市町村は、基本理念にのっとり、基礎的な地方公共団体として、当該市町村の地域並びに当該市町村の住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、当該市町村の地域に係る防災に関する計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施する責務を有する。

2 市町村長は、前項の責務を遂行するため、消防機関、水防団その他の組織の整備並びに当該市町村の区域内の公共的団体その他の防災に関する組織及び自主防災組織の充実を図るほか、住民の自発的な防災活動の促進を図り、市町村の有する全ての機能を十分に発揮するように努めなければならない。

3 消防機関、水防団その他市町村の機関は、その所掌事務を遂行するにあたっては、第一項に規定する市町村の責務が十分に果たされることとなるように、相互に協力しなければならない。

(地方公共団体相互の協力)

第五条の二 地方公共団体は、第四条第一項及び前条第一項に規定する責務を十分に果たすため必要があるときは、相互に協力するように努めなければならない。

(国及び地方公共団体とボランティアとの連携)

第五条の三 国及び地方公共団体は、ボランティアによる防災活動が災害時において果たす役割の重要性に鑑み、その自主性を尊重しつつ、ボランティアとの連携に努めなければならない。

(指定公共機関及び指定地方公共機関の責務)

第六条 指定公共機関及び指定地方公共機関は、基本理念にのっとり、その業務に係る防災に関する計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施するとともに、この法律の規定による国、都

道府県及び市町村の防災計画の作成及び実施が円滑に行われるように、その業務について、当該都道府県又は市町村に対し、協力する責務を有する。

2 指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性にかんがみ、それぞれその業務を通じて防災に寄与しなければならない。

(住民等の責務)

第七条 地方公共団体の区域内の公共的団体、防災上重要な施設の管理者その他法令の規定による防災に関する責務を有する者は、基本理念にのっとり、法令又は地域防災計画の定めるところにより、誠実にその責務を果たさなければならない。

2 災害応急対策又は災害復旧に必要な物資若しくは資材又は役務の供給又は提供を業とする者は、基本理念にのっとり、災害時においてもこれらの事業活動を継続的に実施するとともに、当該事業活動に関し、国又は地方公共団体が実施する防災に関する施策に協力するように努めなければならない。

3 前二項に規定するもののほか、地方公共団体の住民は、基本理念にのっとり、食品、飲料水その他の生活必需物資の備蓄その他の自ら災害に備えるための手段を講ずるとともに、防災訓練その他の自発的な防災活動への参加、過去の災害から得られた教訓の伝承その他の取組により防災に寄与するように努めなければならない。

(施策における防災上の配慮等)

第八条 国及び地方公共団体は、その施策が、直接的なものであると間接的なものであると問わず、一体として国土並びに国民の生命、身体及び財産の災害をなくすることに寄与することとなるように意を用いなければならない。

2 国及び地方公共団体は、災害の発生を予防し、又は災害の拡大を防止するため、特に次に掲げる事項の実施に努めなければならない。

一 災害及び災害の防止に関する科学研究とその成果の実現に関する事項

二 治山、治水その他の国土の保全に関する事項

三 建物の不燃堅牢化その他都市の防災構造の改善に関する事項

四 交通、情報通信等の都市機能の集積に対応する防災対策に関する事項

五 防災上必要な気象、地象及び水象の観測、予報、情報その他の業務に関する施設及び組織並びに防災上必要な通信に関する施設及び組織の整備に関する事項

六 災害の予報及び警報の改善に関する事項

七 地震予知情報（大規模地震対策特別措置法（昭和五十三年法律第七十三号）第二条第三号の地震予知情報をいう。）を周知させるための方法の改善に関する事項

八 気象観測網の充実についての国際的協力に関する事項

九 台風に対する人為的調節その他防災上必要な研究、観測及び情報交換についての国際的協力に関する事項

- 十 火山現象等による長期的災害に対する対策に関する事項
- 十一 水防、消防、救助その他災害応急措置に関する施設及び組織の整備に関する事項
- 十二 地方公共団体の相互応援及び第八十六条の八第一項に規定する広域一時滞在に関する協定並びに民間の団体の協力の確保に関する協定の締結に関する事項
- 十三 自主防災組織の育成、ボランティアによる防災活動の環境の整備、過去の災害から得られた教訓を伝承する活動の支援その他国民の自発的な防災活動の促進に関する事項
- 十四 被災者の心身の健康の確保、居住の場所の確保その他被災者の保護に関する事項
- 十五 高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）に対する防災上必要な措置に関する事項
- 十六 海外からの防災に関する支援の受入れに関する事項
- 十七 被災者に対する的確な情報提供及び被災者からの相談に関する事項
- 十八 防災上必要な教育及び訓練に関する事項
- 十九 防災思想の普及に関する事項

（第九条・第十五条省略）

（市町村防災会議）

第十六条 市町村に、当該市町村の地域に係る地域防災計画を作成し、及びその実施を推進するほか、市町村長の諮問に応じて当該市町村の地域に係る防災に関する重要事項を審議するため、市町村防災会議を置く。

2 前項に規定するもののほか、市町村は、協議により規約を定め、共同して市町村防災会議を設置することができる。

3 市町村は、前項の規定により市町村防災会議を共同して設置したときその他市町村防災会議を設置することが不適当又は困難であるときは、第一項の規定にかかわらず、市町村防災会議を設置しないことができる。

4 市町村は、前項の規定により市町村防災会議を設置しないこととしたとき（第二項の規定により市町村防災会議を共同して設置したときを除く。）は、速やかにその旨を都道府県知事に報告しなければならない。

5 都道府県知事は、前項の規定による報告を受けたときは、都道府県防災会議の意見を聴くものとし、必要があると認めるときは、当該市町村に対し、必要な助言又は勧告をすることができる。

6 市町村防災会議の組織及び所掌事務は、都道府県防災会議の組織及び所掌事務の例に準じて、当該市町村の条例（第二項の規定により設置された市町村防災会議にあつては、規約）で定める。

（地方防災会議の協議会）

第十七条 都道府県相互の間又は市町村相互の間において、当該都道府県又は市町村の区域の

全部又は一部にわたり都道府県相互間地域防災計画又は市町村相互間地域防災計画を作成することが必要かつ効果的であると認めるときは、当該都道府県又は市町村は、協議により規約を定め、都道府県防災会議の協議会又は市町村防災会議の協議会を設置することができる。

2 前項の規定により協議会を設置したときは、都道府県防災会議の協議会にあつては内閣総理大臣に、市町村防災会議の協議会にあつては都道府県知事にそれぞれ届け出なければならない。

第十八条 削除

第十九条 削除

(政令への委任)

第二十条 第十七条に規定するもののほか、地方防災会議の協議会に関し必要な事項は、政令で定める。

(関係行政機関等に対する協力要求)

第二十一条 都道府県防災会議及び市町村防災会議（地方防災会議の協議会を含む。以下次条において「地方防災会議等」という。）は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長及び関係地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関並びにその他の関係者に対し、資料又は情報の提供、意見の表明その他必要な協力を求めることができる。

(地方防災会議等相互の関係)

第二十二条 地方防災会議等は、それぞれその所掌事務の遂行について相互に協力しなければならない。

2 都道府県防災会議は、その所掌事務の遂行について、市町村防災会議に対し、必要な勧告をすることができる。

(都道府県災害対策本部)

第二十三条 都道府県の地域について災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、防災の推進を図るため必要があると認めるときは、都道府県知事は、都道府県地域防災計画の定めるところにより、都道府県災害対策本部を設置することができる。

2 都道府県災害対策本部の長は、都道府県災害対策本部長とし、都道府県知事をもつて充てる。

3 都道府県災害対策本部に、都道府県災害対策副本部長、都道府県災害対策本部員その他の職員を置き、当該都道府県の職員のうちから、当該都道府県の知事が任命する。

4 都道府県災害対策本部は、都道府県地域防災計画の定めるところにより、次に掲げる事務を行う。

一 当該都道府県の地域に係る災害に関する情報を収集すること。

二 当該都道府県の地域に係る災害予防及び災害応急対策を的確かつ迅速に実施するための方

針を作成し、並びに当該方針に沿って災害予防及び災害応急対策を実施すること。

三 当該都道府県の地域に係る災害予防及び災害応急対策に関し、当該都道府県並びに関係指定地方行政機関、関係地方公共団体、関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関相互間の連絡調整を図ること。

5 都道府県知事は、都道府県地域防災計画の定めるところにより、都道府県災害対策本部に、災害地にあつて当該都道府県災害対策本部の事務の一部を行う組織として、都道府県現地災害対策本部を置くことができる。

6 都道府県災害対策本部長は、当該都道府県警察又は当該都道府県の教育委員会に対し、当該都道府県の地域に係る災害予防又は災害応急対策を実施するため必要な限度において、必要な指示をすることができる。

7 都道府県災害対策本部長は、当該都道府県の地域に係る災害予防又は災害応急対策を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長及び関係地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関並びにその他の関係者に対し、資料又は情報の提供、意見の表明その他必要な協力を求めることができる。

8 前各項に規定するもののほか、都道府県災害対策本部に関し必要な事項は、都道府県の条例で定める。

(市町村災害対策本部)

第二十三条の二 市町村の地域について災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、防災の推進を図るため必要があると認めるときは、市町村長は、市町村地域防災計画の定めるところにより、市町村災害対策本部を設置することができる。

2 市町村災害対策本部の長は、市町村災害対策本部長とし、市町村長をもつて充てる。

3 市町村災害対策本部に、市町村災害対策副本部長、市町村災害対策本部員その他の職員を置き、当該市町村の職員又は当該市町村の区域を管轄する消防長若しくはその指名する消防吏員のうちから、当該市町村の市町村長が任命する。

4 市町村災害対策本部は、市町村地域防災計画の定めるところにより、次に掲げる事務を行う。この場合において、市町村災害対策本部は、必要に応じ、関係指定地方行政機関、関係地方公共団体、関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関との連携の確保に努めなければならない。

一 当該市町村の地域に係る災害に関する情報を収集すること。

二 当該市町村の地域に係る災害予防及び災害応急対策を的確かつ迅速に実施するための方針を作成し、並びに当該方針に沿って災害予防及び災害応急対策を実施すること。

5 市町村長は、市町村地域防災計画の定めるところにより、市町村災害対策本部に、災害地にあつて当該市町村災害対策本部の事務の一部を行う組織として、市町村現地災害対策本部を置くことができる。

6 市町村災害対策本部長は、当該市町村の教育委員会に対し、当該市町村の地域に係る災害予防又は災害応急対策を実施するため必要な限度において、必要な指示をすることができる。

7 前条第七項の規定は、市町村災害対策本部長について準用する。この場合において、同項中「当該都道府県の」とあるのは、「当該市町村の」と読み替えるものとする。

8 前各項に規定するもののほか、市町村災害対策本部に関し必要な事項は、市町村の条例で定める。

(第二十四条・第二十八条の六まで省略)

(職員の派遣の要請)

第二十九条 都道府県知事又は都道府県の委員会若しくは委員（以下「都道府県知事等」という。）は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、政令で定めるところにより、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長又は指定公共機関（独立行政法人通則法第二条第四項に規定する行政執行法人に限る。以下この節において同じ。）に対し、当該指定行政機関、指定地方行政機関又は指定公共機関の職員の派遣を要請することができる。

2 市町村長又は市町村の委員会若しくは委員（以下「市町村長等」という。）は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、政令で定めるところにより、指定地方行政機関の長又は指定公共機関（その業務の内容その他の事情を勘案して市町村の地域に係る災害応急対策又は災害復旧に特に寄与するものとしてそれぞれ地域を限つて内閣総理大臣が指定するものに限る。次条において「特定公共機関」という。）に対し、当該指定地方行政機関又は指定公共機関の職員の派遣を要請することができる。

3 都道府県又は市町村の委員会又は委員は、前二項の規定により職員の派遣を要請しようとするときは、あらかじめ、当該都道府県の知事又は当該市町村の市町村長に協議しなければならない。

(職員の派遣のあつせん)

第三十条 都道府県知事等又は市町村長等は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、政令で定めるところにより、内閣総理大臣又は都道府県知事に対し、それぞれ、指定行政機関、指定地方行政機関若しくは指定公共機関又は指定地方行政機関若しくは特定公共機関の職員の派遣についてあつせんを求めることができる。

2 都道府県知事等又は市町村長等は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、政令で定めるところにより、内閣総理大臣又は都道府県知事に対し、それぞれ、地方自治法第二百五十二条の十七の規定による職員の派遣について、又は同条の規定による職員の派遣若しくは地方独立行政法人法第二百二十四条第一項の規定による職員（指定地方公共機関である同法第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人（次条において「特定地方公共機関」という。）の職員に限る。）の派遣についてあつせんを求めることができる。

3 前条第三項の規定は、前二項の規定によりあつせんを求めようとする場合について準用す

る。

(職員の派遣義務)

第三十一条 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、都道府県知事等及び市町村長等並びに指定公共機関及び特定地方公共機関は、前二条の規定による要請又はあつせんがあつたときは、その所掌事務又は業務の遂行に著しい支障のない限り、適任と認める職員を派遣しなければならない。

(派遣職員の身分取扱い)

第三十二条 都道府県又は市町村は、前条又は他の法律の規定により災害応急対策又は災害復旧のため派遣された職員に対し、政令で定めるところにより、災害派遣手当を支給することができる。

2 前項に規定するもののほか、前条の規定により指定行政機関、指定地方行政機関又は指定公共機関から派遣された職員の身分取扱いに関し必要な事項は、政令で定める。

(派遣職員に関する資料の提出等)

第三十三条 指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長、都道府県知事又は指定公共機関は、内閣総理大臣に対し、第三十一条の規定による職員の派遣が円滑に行われるよう、定期的に、災害応急対策又は災害復旧に必要な技術、知識又は経験を有する職員の職種別現員数及びこれらの者の技術、知識又は経験の程度を記載した資料を提出するとともに、当該資料を相互に交換しなければならない。

(第三十四条・第四十一条まで 省略)

(市町村地域防災計画)

第四十二条 市町村防災会議（市町村防災会議を設置しない市町村にあつては、当該市町村の市町村長。以下この条において同じ。）は、防災基本計画に基づき、当該市町村の地域に係る市町村地域防災計画を作成し、及び毎年市町村地域防災計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正しなければならない。この場合において、当該市町村地域防災計画は、防災業務計画又は当該市町村を包括する都道府県の都道府県地域防災計画に抵触するものであつてはならない。

2 市町村地域防災計画は、おおむね次に掲げる事項について定めるものとする。

一 当該市町村の地域に係る防災に関し、当該市町村及び当該市町村の区域内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者（第四項において「当該市町村等」という。）の処理すべき事務又は業務の大綱

二 当該市町村の地域に係る防災施設の新設又は改良、防災のための調査研究、教育及び訓練その他の災害予防、情報の収集及び伝達、災害に関する予報又は警報の発令及び伝達、避難、消火、水防、救難、救助、衛生その他の災害応急対策並びに災害復旧に関する事項別の計画

三 当該市町村の地域に係る災害に関する前号に掲げる措置に要する労務、施設、設備、物

資、資金等の整備、備蓄、調達、配分、輸送、通信等に関する計画

3 市町村地域防災計画は、前項各号に掲げるもののほか、市町村内の一定の地区内の居住者及び当該地区に事業所を有する事業者（以下この項及び次条において「地区居住者等」という。）が共同して行う防災訓練、地区居住者等による防災活動に必要な物資及び資材の備蓄、災害が発生した場合における地区居住者等の相互の支援その他の当該地区における防災活動に関する計画（同条において「地区防災計画」という。）について定めることができる。

4 市町村防災会議は、市町村地域防災計画を定めるに当たっては、災害が発生した場合において当該市町村等が円滑に他の者の応援を受け、又は他の者を応援することができるよう配慮するものとする。

5 市町村防災会議は、第一項の規定により市町村地域防災計画を作成し、又は修正したときは、速やかにこれを都道府県知事に報告するとともに、その要旨を公表しなければならない。

6 都道府県知事は、前項の規定により市町村地域防災計画について報告を受けたときは、都道府県防災会議の意見を聴くものとし、必要があると認めるときは、当該市町村防災会議に対し、必要な助言又は勧告をすることができる。

7 第二十一条の規定は、市町村長が第一項の規定により市町村地域防災計画を作成し、又は修正する場合について準用する。

（以下省略）

資料6

○災害救助法（抄）

制 定 昭和22年10月18日 法律第118号

最終改正 平成25年 6月21日 法律第 54号

（目的）

第1条 この法律は、災害に際して、国が地方公共団体、日本赤十字社その他の団体及び国民の協力の下に、応急的に、必要な救助を行い、被災者の保護と社会の秩序の保全を図ることを目的とする。

（第2条・第3条省略）

（救助の種類等）

第4条 救助の種類は、次の通りとする。

- (1) 避難所及び応急仮設住宅の供与
- (2) 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- (3) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- (4) 医療及び助産
- (5) 被災者の救出
- (6) 被災した住宅の応急修理
- (7) 生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与
- (8) 学用品の給与
- (9) 埋葬
- (10) 前各号に規定するものの外、命令で定めるもの

2 救助は都道府県知事が必要があると認めた場合においては、前項の規定にかかわらず、救助を要する者（埋葬については埋葬を行う者）に対し、金銭を支給してこれを行うことができる。

3 救助の程度、方法及び期間に関し必要な事項は、命令で定める。

（指定行政機関の長等の任用等）

第5条 指定行政機関の長（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第3号に規定する指定行政機関の長をいい、当該指定行政機関が国家行政組織法（昭和23年法律第120号）第3条第2項の委員会である場合にあっては、当該指定行政機関とする。以下次条において同じ。）及び指定地方行政機関の長（災害対策基本法第2条第4号に規定する指定地方行政機関の長

をいう。以下次条において同じ。)は、防災業務計画(同法第2条第9号に規定する防災業務計画をいう。)の定めるところにより、救助を行うため特に必要があると認めるときは、救助に必要な物資の生産、集荷、販売、配給、保管若しくは輸送を業とする者に対して、その取り扱う物資の保管を命じ、又は救助に必要な物資を収用することができる。

- 2 前項の場合においては、公用令書を交付しなければならない。
- 3 第1項の処分を行う場合においては、その処分により通常生ずべき損失を補償しなければならない。

(指定行政機関の長等の立入検査等)

第6条 前条第1項の規定により物資の保管を命じ、又は物資を収用するため、必要があるときは、指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長は、当該官吏に物資を保管させる場所又は物資の所在する場所に立ち入り検査をさせることができる。

- 2 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長は、前条第1項の規定により物資を保管させた者に対し、必要な報告を求め、又は当該官吏に当該物資を保管させてある場所に立ち入り検査をさせることができる。
- 3 前2項の規定により立ち入る場合においては、あらかじめその旨をその場所の管理者に通知しなければならない。
- 4 当該官吏が第1項又は第2項の規定により立ち入る場合は、その身分を示す証票を携帯しなければならない。
- 5 第1項及び第2項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(第7条から第12条まで省略)

(事務処理の特例)

第13条 都道府県知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、その権限に属する救助の実施に関する事務の一部を市町村長が行うこととすることができる。

- 2 前項の規定により市町村長が行う事務を除くほか、市町村長は都道府県知事が行う救助を補助するものとする。

(以下省略)

資料 7

○災害救助法施行令（抄）

制 定 昭和22年10月30日 政令第225号

最終改正 平成25年 9月26日 政令第285号

第1条 災害救助法（昭和22年法律第118号。以下「法」という。）第2条に規定する政令で定める程度の災害は、次の各号のいずれかに該当する災害とする。

- (1) 当該市町村（特別区を含む。以下同じ。）の区域（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市にあっては、当該市の区域又は当該市の区の区域内とする。以下同じ。）内の人口に応じそれぞれ別表第1に定める数以上の世帯の住家が滅失したこと。
 - (2) 当該市町村の区域を包括する都道府県の区域内において、当該都道府県の区域内の人口に応じそれぞれ別表第2に定める数以上の世帯の住家が滅失した場合であって、当該市町村の区域内の人口に応じそれぞれ別表第3に定める数以上の世帯の住家が滅失したこと。
 - (3) 当該市町村の区域を包括する都道府県の区域内において、当該都道府県の区域内の人口に応じそれぞれ別表第4に定める数以上の世帯の住家が滅失したこと又は当該災害が隔絶した地域に発生したものである等被災者の救護を著しく困難とする内閣府令で定める特別の事情がある場合であって、多数の世帯の住家が滅失したこと。
 - (4) 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、内閣府令で定める基準に該当すること。
- 2 前項第1号から第3号までに規定する住家が滅失した世帯の数の算定に当たっては、住家が半壊し又は半焼する等著しく損傷した世帯は2世帯をもって、住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は3世帯をもって、それぞれ住家が滅失した1世帯とみなす。

（以下省略）

資料8

○災害時等における北海道及び
市町村相互の応援等に関する
協定

北海道と各市町村の長から協定の締結について委任を受けた北海道市長会長及び北海道町村会長は、災害時等における北海道（以下「道」という。）及び市町村相互の応援、広域一時滞在等に関し、次のとおり協定する。

（趣旨）

第1条 この協定は、道内において災害対策基本法（昭和36年法律第223号）（以下「法」という。）第2条第1号に規定する災害が発生し、被災市町村のみでは災害応急対策を十分に実施できない場合において、法第67条第1項及び第68条の規定に基づく道及び市町村相互の応援、法第86条の8第1項の規定に基づく広域一時滞在その他法令に基づく被災市町村の災害応急対策（以下「応援等」という。）を円滑に遂行するために必要な事項を定めるものとする。

2 前項の規定は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）が適用される事態に準用する。

（応援等の種類）

第2条 応援等の種類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 災害応急対策に従事する職員の派遣
- (2) 災害応急対策に必要な車両、船艇、機械器具、資機材、物資（食料、飲料水、生活必需物資等）等の提供及びあっせん
- (3) 被災市町村に対する災害応急対策に従事する防災関係機関の活動のための施設及び場所の提供並びにあっせん
- (4) 広域一時滞在等による被災住民の受入れ
- (5) 前各号に定めるもののほか、特に要請のあった事項

（地域区分）

第3条 応援等の円滑な実施を図るため、市町村を別表の総合振興局及び振興局地域に区分するものとする。

（道の役割）

第4条 道は、市町村の処理する防災に関する事務又は業務の実施を支援するとともに、市町村との連絡調整、情報交換等につき総合調整を果たすものとする。

（連絡担当部局）

第5条 道及び市町村は、必要な情報等を相互に交換することなどにより応援等の円滑な実施を図るため、予め連絡担当部局を定めるものとする。

(応援等の要請の区分)

第6条 応援等の要請は、被災市町村の長から知事又は他の市町村の長に対し、災害の規模等に応じて次に掲げる区分により行うものとする。

- (1) 第1要請 被災市町村の長が当該総合振興局又は振興局地域内の市町村の長に対して行う応援等の要請
- (2) 第2要請 被災市町村の長が他の総合振興局又は振興局地域の市町村の長に対して行う応援等の要請
- (3) 第3要請 被災市町村の長が知事に対して行う応援等の要請

(応援等の要請の手続)

第7条 被災市町村の長は、次に掲げる事項を明らかにして、前条に規定する区分に応じ、知事又は他の市町村の長に対し応援等の要請を行うものとする。

- (1) 被害の種類及び状況
- (2) 職員の職種別人員
- (3) 車両、船艇。機械器具等の種類、規格及び台数
- (4) 資機材及び物資等の品名、数量等
- (5) 受入れを求める被災住民の人数等
- (6) 応援等に関する区域又は場所及びそれに至る経路
- (7) 応援等の期間
- (8) 前各号に定めるもののほか、応援等の実施に関し必要な事項

2 応援等の要請を受けた知事及び市町村の長は、応援等の要請に応じる場合にあってはその応援等の内容を、応援等の要請に応じることができない場合にあってはその旨を当該被災市町村の長に通報するものとする。

3 前2項に規定する応援等の要請及び応援等の可否に関する通報は、第1要請及び第2要請にあっては、原則として道を経由して行うものとする。

(応援等の経費の負担)

第8条 応援等に要した経費は、応援等を受けた被災市町村において負担するものとする。

2 応援等を受けた被災市町村において前項の規定により負担する経費を支弁するいとまがない場合には、応援等を受けた被災市町村の求めにより、応援等を行った道及び市町村は、当該経費を一時繰替（国民保護に関しては「立替え」と読み替える。以下同じ。）支弁するものとする。

3 前2項の規定により難しい場合については、その都度、応援等を受けた被災市町村と応援等を行った道及び市町村が協議して定めるものとする。

(自主応援)

第9条 知事及び市町村の長は、被災市町村との連絡がとれない場合又は緊急を要する場合であ

って必要があると認めるときは、自主的に、被災市町村の被災状況等に関する情報収集を行うとともに、当該情報に基づく応援等を行うものとする。

2 自主応援については、第7条第1項の規定による被災市町村の長からの要請があったものとみなす。

3 自主応援に要する経費の負担については、前条の規定を準用する。ただし、被災市町村の情報収集に要する経費は、応援等を行った道及び市町村において負担するものとする。

(他の協定との関係)

第10条 この協定は、道及び市町村相互において締結している北海道広域消防相互応援協定、北海道消防防災ヘリコプター応援協定その他の災害時の相互応援に係る協定を妨げるものではない。

(その他)

第11条 この協定に基づく応援等は、被災市町村が定める法第42条に基づく市町村地域防災計画又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第35条に基づく市町村の国民の保護に関する計画に準拠して、実施するものとする。

2 この協定の施行に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

3 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度、道及び市町村が協議して定めるものとする。

附 則

この協定は、平成27年3月31日から施行する。

平成20年6月10日に締結された協定は、これを廃止する。

この協定の締結を証するため、協定書に知事、北海道市長会長及び北海道町村会長が記名押印の上、各自1通を保有し、北海道市長会長及び北海道町村会長は、各市町村の長に対し、その写しを交付するものとする。

平成27年3月31日

北海道

北海道知事 高橋はるみ

北海道市長会

北海道市長会長 田岡 克介

北海道町村会

北海道町村会長 寺島光一郎

別 表

地 域 区 分	構 成 市 町 村
空知総合振興局	空知総合振興局管内の市町
石狩振興局	石狩振興局管内の市町村
後志総合振興局	後志総合振興局管内の市町村
胆振総合振興局	胆振総合振興局管内の市町
日高振興局	日高振興局管内の町
渡島総合振興局	渡島総合振興局管内の市町
檜山振興局	檜山振興局管内の町
上川総合振興局	上川総合振興局管内の市町村
留萌振興局	留萌振興局管内の市町村
宗谷総合振興局	宗谷総合振興局管内の市町村
オホーツク総合振興局	オホーツク総合振興局管内の市町村
十勝総合振興局	十勝総合振興局管内の市町村
釧路総合振興局	釧路総合振興局管内の市町村
根室振興局	根室振興局管内の市町

資料8

○災害時等における北海道及び
市町村相互の応援等に関する
協定

北海道と各市町村の長から協定の締結について委任を受けた北海道市長会長及び北海道町村会長は、災害時等における北海道（以下「道」という。）及び市町村相互の応援、広域一時滞在等に関し、次のとおり協定する。

（趣旨）

第1条 この協定は、道内において災害対策基本法（昭和36年法律第223号）（以下「法」という。）第2条第1号に規定する災害が発生し、被災市町村のみでは災害応急対策を十分に実施できない場合において、法第67条第1項及び第68条の規定に基づく道及び市町村相互の応援、法第86条の8第1項の規定に基づく広域一時滞在その他法令に基づく被災市町村の災害応急対策（以下「応援等」という。）を円滑に遂行するために必要な事項を定めるものとする。

2 前項の規定は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）が適用される事態に準用する。

（応援等の種類）

第2条 応援等の種類は、次に掲げるとおりとする。

(1) 災害応急対策に従事する職員の派遣

(2) 災害応急対策に必要な車両、船艇、機械器具、資機材、物資（食料、飲料水、生活必需物資等）等の提供及びあっせん

(3) 被災市町村に対する災害応急対策に従事する防災関係機関の活動のための施設及び場所の提供並びにあっせん

(4) 広域一時滞在等による被災住民の受入れ

(5) 前各号に定めるもののほか、特に要請のあった事項

（地域区分）

第3条 応援等の円滑な実施を図るため、市町村を別表の総合振興局及び振興局地域に区分するものとする。

（道の役割）

第4条 道は、市町村の処理する防災に関する事務又は業務の実施を支援するとともに、市町村との連絡調整、情報交換等につき総合調整を果たすものとする。

（連絡担当部局）

第5条 道及び市町村は、必要な情報等を相互に交換することなどにより応援等の円滑な実施を図るため、予め連絡担当部局を定めるものとする。

(応援等の要請の区分)

第6条 応援等の要請は、被災市町村の長から知事又は他の市町村の長に対し、災害の規模等に応じて次に掲げる区分により行うものとする。

- (1) 第1要請 被災市町村の長が当該総合振興局又は振興局地域内の市町村の長に対して行う応援等の要請
- (2) 第2要請 被災市町村の長が他の総合振興局又は振興局地域の市町村の長に対して行う応援等の要請
- (3) 第3要請 被災市町村の長が知事に対して行う応援等の要請

(応援等の要請の手続)

第7条 被災市町村の長は、次に掲げる事項を明らかにして、前条に規定する区分に応じ、知事又は他の市町村の長に対し応援等の要請を行うものとする。

- (1) 被害の種類及び状況
- (2) 職員の職種別人員
- (3) 車両、船艇。機械器具等の種類、規格及び台数
- (4) 資機材及び物資等の品名、数量等
- (5) 受入れを求める被災住民の人数等
- (6) 応援等に関する区域又は場所及びそれに至る経路
- (7) 応援等の期間
- (8) 前各号に定めるもののほか、応援等の実施に関し必要な事項

2 応援等の要請を受けた知事及び市町村の長は、応援等の要請に応じる場合にあってはその応援等の内容を、応援等の要請に応じることができない場合にあってはその旨を当該被災市町村の長に通報するものとする。

3 前2項に規定する応援等の要請及び応援等の可否に関する通報は、第1要請及び第2要請にあっては、原則として道を経由して行うものとする。

(応援等の経費の負担)

第8条 応援等に要した経費は、応援等を受けた被災市町村において負担するものとする。

2 応援等を受けた被災市町村において前項の規定により負担する経費を支弁するいとまがない場合には、応援等を受けた被災市町村の求めにより、応援等を行った道及び市町村は、当該経費を一時繰替(国民保護に関しては「立替え」と読み替える。以下同じ。)支弁するものとする。

3 前2項の規定により難しい場合については、その都度、応援等を受けた被災市町村と応援等を行った道及び市町村が協議して定めるものとする。

(自主応援)

第9条 知事及び市町村の長は、被災市町村との連絡がとれない場合又は緊急を要する場合であ

って必要があると認めるときは、自主的に、被災市町村の被災状況等に関する情報収集を行うとともに、当該情報に基づく応援等を行うものとする。

2 自主応援については、第7条第1項の規定による被災市町村の長からの要請があったものとみなす。

3 自主応援に要する経費の負担については、前条の規定を準用する。ただし、被災市町村の情報収集に要する経費は、応援等を行った道及び市町村において負担するものとする。

(他の協定との関係)

第10条 この協定は、道及び市町村相互において締結している北海道広域消防相互応援協定、北海道消防防災ヘリコプター応援協定その他の災害時の相互応援に係る協定を妨げるものではない。

(その他)

第11条 この協定に基づく応援等は、被災市町村が定める法第42条に基づく市町村地域防災計画又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第35条に基づく市町村の国民の保護に関する計画に準拠して、実施するものとする。

2 この協定の施行に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

3 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度、道及び市町村が協議して定めるものとする。

附 則

この協定は、平成27年3月31日から施行する。

平成20年6月10日に締結された協定は、これを廃止する。

この協定の締結を証するため、協定書に知事、北海道市長会長及び北海道町村会長が記名押印の上、各自1通を保有し、北海道市長会長及び北海道町村会長は、各市町村の長に対し、その写しを交付するものとする。

平成27年3月31日

北海道

北海道知事 高橋はるみ

北海道市長会

北海道市長会長 田岡 克介

北海道町村会

北海道町村会長 寺島光一郎

別 表

地 域 区 分	構 成 市 町 村
空知総合振興局	空知総合振興局管内の市町
石狩振興局	石狩振興局管内の市町村
後志総合振興局	後志総合振興局管内の市町村
胆振総合振興局	胆振総合振興局管内の市町
日高振興局	日高振興局管内の町
渡島総合振興局	渡島総合振興局管内の市町
檜山振興局	檜山振興局管内の町
上川総合振興局	上川総合振興局管内の市町村
留萌振興局	留萌振興局管内の市町村
宗谷総合振興局	宗谷総合振興局管内の市町村
オホーツク総合振興局	オホーツク総合振興局管内の市町村
十勝総合振興局	十勝総合振興局管内の市町村
釧路総合振興局	釧路総合振興局管内の市町村
根室振興局	根室振興局管内の市町

資料9

○災害時等における北海道及び市町村
相互の応援等に関する協定実施細目

(趣旨)

第1条 この実施細目は、災害時等における北海道及び市町村相互の応援等に関する協定（以下「協定」という。）第11条第2項の規定に基づき、協定の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(連絡担当部局)

第2条 協定第5条に規定する連絡担当部局は、別表第1のとおりとする。

(応援等の要請の方法)

第3条 協定第7条第1項に規定する応援等の要請は、電話、ファクシミリ、電子メール等により行うものとし、後日速やかに応援等を行った道及び市町村に要請文書を提出するものとする。

(応援等の要請等の連絡系統)

第4条 協定第7条に規定する応援等の要請及び応援等の可否に関する通報の連絡系統は、別に定めるもののほか、別表第2を基本とする。

(経費負担の内容等)

第5条 協定第8条第1項に規定する応援等を受けた被災市町村（以下「要請市町村」という。）が負担する経費の額は、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める額とする。

- (1) 職員の災害応急対策への従事 応援等を行った道及び市町村が別に定める規定に基づき算定した当該応援等職員に係る旅費及び諸手当の合計額の範囲内の額
- (2) 備蓄物資及び資機材 当該物資及び資機材の時価評価額及び輸送費
- (3) 調達物資及び資機材 当該物資及び資機材の購入費及び輸送費
- (4) 車両、船艇、機械器具等僭上料 燃料費、輸送費及び破損又は故障が生じた場合の修理費
- (5) 施設の提供 僭上料
- (6) その他協定に基づき実施した応援等に係る経費 その実施に要した額

2 協定第8条第2項の規定により応援等に要した経費を一時繰替支弁した場合には、応援等を行った道及び市町村は、当該経費の額を、知事及び市町村の長名による請求書により関係書類を添付の上、要請市町村に請求するものとする。

3 応援等に関する業務に従事した職員が当該業務により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した

場合には、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）の規定に基づき、必要な補償を行うものとする。

- 4 応援等に関する業務に従事した職員が業務上第三者に損害を与えた場合には、その損害が要請市町村の指揮の下における業務により生じたものにあつては要請市町村が、要請市町村への往復の途中において生じたものにあつては応援等を行った道及び市町村が、当該損害を賠償するものとする。
- 5 前各項の規定により難い場合については、要請市町村と応援等を行った道及び市町村とが協議して定めるものとする。

（その他）

第6条 この実施細目に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度、道及び市町村が協議して定めるものとする。

附 則

この実施細目は、平成27年3月31日から施行する。

平成20年6月10日に締結された実施細則は、これを廃止する。

この実施細目の締結を証するため、実施細目に知事、北海道市長会長及び北海道町村会長が記名押印の上、各自1通を保有し、北海道市長会長及び北海道町村会長は、各市町村の長に対し、その写しを交付するものとする。

平成27年3月31日

北 海 道

北海道知事 高橋はるみ

北海道市長会

北海道市長会長 田岡 克介

北海道町村会

北海道町村会長 寺島光一郎

別表第1 連絡担当部局（北海道）

担当部課名	NTT電話番号(内線)	総合行政情報ネットワーク電話番号
総務部防災消防課	011-231-4111(22-563)	6-210-22-563
石狩振興局地域政策部地域政策課	011-231-4111(34-240)	6-210-34-240
渡島総合振興局地域政策部地域政策課	0138-51-9111(2191)	6-250-2191
檜山振興局地域政策部地域政策課	01395-2-1010(2191)	6-310-2191
後志総合振興局地域政策部地域政策観光課	01395-2-1010(2191)	6-310-2191
空知総合振興局地域政策部地域政策課	0126-23-2231(2191)	6-450-2191
上川総合振興局地域政策部地域政策課	0166-26-1211(2191)	6-550-2191
留萌振興局地域政策部地域政策課	0164-42-1511(2191)	6-410-2191
宗谷総合振興局地域政策部地域政策課	0162-33-2510(2191)	6-510-2191
オホーツク総合振興局地域政策部地域政策課	0152-44-7171(2191)	6-650-2191
胆振総合振興局地域政策部地域政策課	0143-22-9131(2191)	6-750-2191
日高振興局地域政策部地域政策課	01462-2-2211(2191)	6-610-2191
十勝総合振興局地域政策部地域政策課	0155-24-3111(2191)	6-850-2191
釧路総合振興局地域政策部地域政策課	0154-41-1131(2191)	6-710-2191
根室振興局地域政策部地域政策課	01532-3-6131(2191)	6-810-2191

資料 10

○北海道広域消防相互応援協定

(平成3年2月13日)

改 正 平成6年7月25日

消防組織法（昭和22年法律第 226号）第21条の規定に基づき、北海道広域消防相互応援協定を次のとおり締結する。

(目的)

第1条 この協定は、消防組織法（昭和22年法律第 226号。以下「法」という。）第21条の規定に基づき、北海道内の市、町及び消防の一部事務組合（以下「市町等」という。）相互の応援体制を確立し、災害が発生した場合又は災害が発生するおそれのある場合に有効に対処することを目的とする。

(対象とする災害)

第2条 この協定の対象とする災害は、法第1条に規定する水火災又は地震等の災害で、市町等の応援を必要とするものである。

(地域区分)

第3条 この協定による相互応援を円滑に実施するため、市町等を別表に掲げる地域に区分する。
(代表消防機関の設置及び任務)

第4条 この協定による相互応援を円滑に実施するため、別表に規定する地域ごとに地域代表消防機関を置き、地域代表消防機関を総括する総括代表消防機関を置く。

2 地域代表消防機関及び総括代表消防機関の選定は、市町等の消防長の協議により行う。

3 地域代表消防機関の任務は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 総括代表消防機関及び当該地域内消防本部との連絡調整及び情報交換に関すること。

(2) 当該地域内の応援可能な消防隊等の把握に関すること。

(3) 応援の要請時における当該地域内の応援可能な消防隊等の調整に関すること。

4 総括代表消防機関の任務は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 北海道との連絡調整及び情報交換に関すること。

(2) 地域代表消防機関との連絡調整及び情報交換に関すること。

(3) 北海道内の応援可能な消防隊等の把握に関すること。

(4) 応援の要請時における北海道内の応援可能な消防隊等の調整に関すること。

(応援の種別)

第5条 この協定による応援の種別は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 陸上応援 消防隊、救助隊、救急隊又は支援隊（情報収集、伝達、広報等の活動を行う隊をいう。以下同じ。）による応援

(2) 航空応援 回転翼航空機を装備した消防吏員の一隊（以下「航空隊」という。）による応援（応援隊等の登録）

第6条 市町等は、応援が可能な消防隊、救助隊、救急隊、支援隊及び航空隊（以下「応援隊」という。）並びに資機材をあらかじめ登録するものとする。

（応援要請の方法）

第7条 応援の要請は、災害が発生し、又は発生するおそれのある市町等（以下「要請側」という。）の長から他の市町等の長に対し、災害の規模等に応じて次の各号の区分により行う。

(1) 陸上応援要請

ア 第1要請

当該市町等が隣接の市町等に対して行う応援要請

イ 第2要請

当該市町等が構成する別表の地域内の他の市町等に対して行う応援要請（第1要請を除く。）

ウ 第3要請

当該市町等が構成する別表の地域外の市町等に対して行う応援要請（第1要請を除く。）

(2) 航空応援要請

航空隊の応援を必要とする応援要請

2 陸上応援要請は、第1要請、第2要請、第3要請の順に行うものとする。ただし、要請側の長が特に必要を認めた場合は、この限りでない。

3 前項の陸上応援要請のうち、第2要請にあっては要請側の地域代表消防機関を、第3要請にあっては要請側の地域代表消防機関、総括代表消防機関及び応援要請された市町等の地域代表消防機関を経由して行うものとする。

（応援要請の代行）

第7条の2 地域代表消防機関を置く市町等の長は、災害の状況により応援の必要があると認めるときは、北海道知事及び総括代表消防機関を置く市町等の長と協議し、要請側の長の代わりに他の市町等の長に応援の要請をすることができるものとする。

2 前項の応援の要請は、前条の規定により要請側の長が行った応援の要請とみなすものとする。（応援隊の派遣）

第8条 前2条の規定により応援の要請を受けた市町等（以下「応援側」という。）の長は、特別の事情がない限り、応援隊を派遣するものとする。

2 応援側の長は、応援隊を派遣するときは、要請側の長に対し、その旨を通知しなければなら

ない。この場合において、第7条第3項の規定により経由することとされている代表消防機関を經由した応援要請にあつては、当該代表消防機関を經由して通知するものとする。

(応援隊の指揮)

第9条 応援隊の指揮は、要請側の長が行うものとする。

(応援経費の負担)

第10条 陸上応援に要する経費は、要請側の負担とする。ただし、次の各号に掲げる経費は、応援側の負担とする。

- (1) 応援隊員の出勤に係る旅費及び諸手当
- (2) 車両及び機械器具の燃料費（現地で調達したものを除く。）
- (3) 車両及び機械器具の修理費
- (4) 消耗品の補充費（現地で調達したものを除く。）

2 航空応援に要する応援隊員の出勤に係る旅費及び諸手当並びに回転翼航空機の燃料費は、原則として要請側の負担とする。

3 応援側の長は、前2項の規定により要請側の負担とされる経費を要請側の長に直接請求するものとする。

(損害賠償)

第11条 応援隊の応援に伴い発生した事故の処理に要する次の各号に掲げる経費は、要請側の負担とする。ただし、応援側の重大な過失により発生した損害賠償に要する経費は、応援側の負担とする。

- (1) 土地、建物、工作物等に対する損害賠償
- (2) 一般人の死傷に伴う損害賠償

2 前項に定める要請側の負担額は、応援側が加入する保険により支払われる金額を控除した金額とする。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度市町等の長が協議して決定するものとする。

(委任)

第13条 この協定の実施に関し必要な事項は、市町等の消防長が協議して定める。

附 則

この協定は、平成3年4月1日から施行する。

本協定の成立を証するため協定書72通を作成し、記名押印のうえ市町等において各1通を保有する。

平成3年2月13日

札幌市長 板垣武四ほか19市町8町長43一部

事務組合管理者・理事長・組合長

㊟

附 則（平成7年7月25日）

この協定は、平成6年8月1日から施行する。

本協定の成立を証するため協定書72通を作成し、記名押印のうえ市町等において各1通を保有する。

平成6年7月25日

別表（第3条、第4条、第7条関係）

（平成26年4月1日現在）

地域	構 成 市 町 等
道 西 地 域	函館市、森町、八雲町、長万部町、渡島西部広域事務組合、南渡島消防事務組合、檜山広域行政組合
道 南 地 域	室蘭市、苫小牧市、登別市、白老町、西胆振消防組合、胆振東部消防組合、日高東部消防組合、日高中部消防組合、日高西部消防組合
道 央 地 域	札幌市、小樽市、夕張市、美唄市、芦別市、江別市、赤平市、三笠市、千歳市、歌志内市、恵庭市、北広島市、上砂川町、石狩北部地区消防事務組合、羊蹄山ろく消防組合、岩内寿都地方消防組合、北後志消防組合、滝川地区広域消防組合、岩見沢地区消防事務組合、深川地区消防組合、砂川地区広域消防組合、南空知消防組合
道 北 地 域	旭川市、増毛町、上川北部消防事務組合、土別地方消防事務組合、大雪消防組合、富良野広域連合、北留萌消防組合、留萌消防組合、稚内地区消防事務組合、利尻礼文消防事務組合、南宗谷消防組合
道 東 地 域	釧路市、帯広市、根室市、網走地区消防組合、北見地区消防組合、紋別地区消防組合、遠軽地区広域組合、美幌・津別消防事務組合、斜里地区消防組合、西十勝消防組合、北十勝消防事務組合、東十勝消防事務組合、池北三町行政事務組合、南十勝消防事務組合、釧路北部消防事務組合、釧路東部消防組合、根室北部消防事務組合

資料 1 1

○北海道消防防災ヘリコプター
応援協定

(平成 8 年 7 月 1 日 施 行)

(目的)

第 1 条 この協定は、北海道内の市、町及び消防の一部事務組合（以下「市町等」という。）が、災害による被害を最小限に軽減するため北海道の所有する消防防災ヘリコプター（以下「消防防災ヘリコプター」という。）の応援を求めることに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(災害の範囲)

第 2 条 この協定において「災害」とは、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 1 条に規定する災害をいう。

(応援要請等)

第 3 条 災害が発生した市町等（以下「発災市町等」という。）の長は、次のいずれかに該当し、消防防災ヘリコプターによる活動を必要と判断する場合に、北海道知事（以下「知事」という。）に対して、この協定に基づき応援要請を行うものとする。

- (1) 発災市町等の消防力によっては災害防止が著しく困難な場合
- (2) 災害が、隣接する市町村に拡大し、又は影響を与えるおそれのある場合
- (3) その他消防防災ヘリコプターによる活動が最も有効と認められる場合

2 応援要請は、北海道総務部防災消防課防災航空室に電話等により、次に掲げる事項を明らかにして行うものとする。

- (1) 災害の種類
- (2) 災害発生の日時及び場所並びに災害の状況
- (3) 災害現場の気象状況
- (4) 災害現場の最高指揮者の職・氏名及び災害現場への連絡方法
- (5) 消防防災ヘリコプターが離着陸する場所及び地上支援体制
- (6) 応援に要する資機材の品目及び数量
- (7) その他必要な事項

(防災航空隊の派遣)

第 4 条 知事は、前条第 1 項の規定による消防防災ヘリコプターの応援要請を受けた場合において、災害現場の気象状況等を確認し飛行が可能な場合は、総務部防災消防課防災航空室防災航

空隊（以下「防災航空隊」という。）を派遣するものとする。

2 知事は、消防防災ヘリコプターの応援要請に応じることができない場合は、その旨を速やかに発災市町等の長に通報するものとする。

（防災航空隊の隊員の指揮）

第5条 前条第1項の規定により防災航空隊を派遣した場合において、災害現場における防災航空隊の隊員（以下「隊員」という。）の指揮は、発災市町等の消防長が行うものとする。

（消防活動に従事する場合の特例）

第6条 第3条第1項の規定による応援要請に基づき隊員が消防活動に従事する場合には、発災市町等の長から知事への応援要請をもって、隊員を派遣している市町等の長に対し北海道広域消防相互応援協定（以下「消防相互応援協定」という。）第7条第1項の規定による応援要請があったものとみなす。

（経費負担）

第7条 この協定に基づく応援に要する隊員の出勤に係る旅費及び諸手当並びに消防防災ヘリコプターの燃料費は、消防相互応援協定第10条の規定にかかわらず、北海道が負担するものとする。

（協議）

第8条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度知事と市町等の長とが協議して決定するものとする。

附 則

この協定は、平成8年7月1日から適用する。

この協定締結を証するため、本書73通を作成し、知事及び市町等の長は、記名押印の上、それぞれその1通を保有するものとする。

資料 1 2

○北海道災害義援金募集委員会会則

(目的)

第 1 条 本委員会は災害による被災者を救援するため、災害救助法第31条の2第2項及び北海道地域防災計画第32節災害義援金募集（配分）計画に基づき北海道における災害義援金の配分に関する業務を総合的かつ有機的に実施することを目的とする。

(名称)

第 2 条 本委員会は北海道災害義援金募集委員会（以下「委員会」という。）と称する。

(事務局)

第 3 条 委員会の事務局は日本赤十字社北海道支部（以下「日赤道支部」という。）に置く。

(組織)

第 4 条 委員会は第 1 条の目的に賛同し、協力する機関又は団体（以下「構成団体」という。）をもって組織する。

(委員)

第 5 条 委員会は前条の構成団体から選出された委員をもって構成する。

(2) 委員会の会長は、日赤道支部長をもって充てる。

(3) 委員は会議に出席し事案を協議する。

(委員会)

第 6 条 委員会は会長が必要と認めたとき、又は委員の要請に基づき会長が招集する。

(2) 会議の議長は、会長がこれにあたる。

(3) 会長に事故あるときは、予め会長が指名した者が代理する。

(募集要綱等)

第 7 条 義援金募集要綱は別紙要綱骨子に拠るものとし、必要な細目についてはその都度委員会において協議し決定する。

(運営)

第 8 条 委員会の運営に必要な庶務並びに経費は日赤道支部において措置する。

(意見の聴取)

第 9 条 委員会は第 1 条の目的を達成するため、必要に応じて関係機関から意見を求めることができる。

(附則)

第10条 この会則は平成19年5月30日から実施する。

北海道災害義援金募集（配分）委員会会則（昭和57年9月1日制定）は廃止する。

「参考」

本委員会が実施する義援金募集業務は、災害救助法第32条に基づき北海道知事から救助又は応援の実施について委託（注）を受けている日本赤十字社北海道支部とその協力団体が実施するものであることから、寄託された義援金は法人税法第37条第3項第1号又は所得税法第78条第2項第1号に規定する寄付金に該当するものである。

（注）医療・助産・死体の処理（埋葬及び死体の一時保存を除く）に関する委託協定
（昭和34年9月1日 甲北海道知事 乙日赤北海道支部長）

別紙

災害義援金募集事業要綱骨子

北海道災害義援金募集委員会会則第7条に定める要綱骨子は次のとおりとする。

1 義援金配分要綱名

要綱の名称は原則として発生した災害名を冠し「〇〇災害義援金募集要綱」とする。

2 実施主体

北海道災害義援金募集委員会とする。

(事務局：日本赤十字社北海道支部)

3 構成団体

委員会構成団体名を明記する。

4 趣旨

都度委員会において定める。

5 義援金の種別

募集する義援金は原則として現金とする。

特定の個人・施設・団体及び地域に配分を指定する義援金又は有価証券等は特別の場合を除き募集しない。

6 募集期間

都度委員会において定める。

7 損金等の取扱い

委員会名をもって募集する義援金は税制上損金等の扱いになることを明記する。

8 義援金の受付窓口

各構成団体（同地方組織を含む）の事務所に義援金受付窓口を設定するほか、委員会が開設する義援金口座への振込み又は街頭募金等による。

9 受領書の発行

各構成団体が義援金を受領したときは、その団体の受付窓口において受領書を発行する。

ただし、寄託者が義援金の損金扱いを希望する場合は仮受領書を発行し、後刻委員会名の領収書（免税領収書）の発行手続きをとるものとする。

(2) 街頭募金の場合は受領書は発行しない。

10 義援金の送金

各構成団体において受けた義援金は委員会が開設する義援金口座に随時送金するものとする。

(2) 委員会口座に送金された義援金（預金利子を含む）は、募集期間終了後速やかに北海道災害義援金配分委員会が開設する義援金口座に送金するものとする。

11 広報・周知

義援金募集の一般への広報・周知は委員会名をもって新聞・ラジオ・テレビ等を通じて広報するほか、各構成団体においても、立看板、懸垂幕、ビラ、その他団体が有する広報手段をもって周知する。

- (2) 義援金の募集成績は概ね1ヶ月2回程度集計し、その都度委員会名をもって新聞、ラジオ、テレビその他の方法により公表する。

12 義援品の取り扱い

義援品は原則として取扱わない。

13 経費

各構成団体が義援金を募集するに当って必要とする諸経費については、その団体が負担する。

14 その他

本要綱骨子に定めるものの外必要な事項は委員会において定める。

資料 1 3

○北海道災害義援金配分委員会会則

(目的)

第 1 条 本委員会は災害による被災者を救援するため、北海道地域防災計画第 3 2 節災害義援金募集（配分）計画に基づき北海道における災害義援金の配分に関する業務を総合的かつ有機的に実施することを目的とする。

(名称)

第 2 条 本委員会は北海道災害義援金配分委員会（以下「委員会」という。）と称する。

(事務局)

第 3 条 委員会の事務局は北海道保健福祉部福祉局福祉援護課（以下「北海道」という。）に置く。

(組織)

第 4 条 委員会は第 1 条の目的に賛同し、協力する機関又は団体（以下「構成団体」という。）をもって組織する。

(委員)

第 5 条 委員会は前条の構成団体から選出された委員をもって構成する。

(2) 委員会の会長は、北海道保健福祉部長をもって充てる。

(3) 委員は会議に出席し事案を協議する。

(委員会)

第 6 条 委員会は会長が必要と認めたとき、又は委員の要請に基づき会長が招集する。

(2) 会議の議長は、会長がこれにあたる。

(3) 会長に事故あるときは、予め会長が指名した者が代理する。

(配分要綱等)

第 7 条 義援金配分要綱は別紙要綱骨子に拠るものとし、必要な細目についてはその都度委員会において協議し決定する。

(運営)

第 8 条 委員会の運営に必要な庶務並びに経費は北海道において措置する。

(意見の聴取)

第 9 条 委員会は第 1 条の目的を達成するため、必要に応じて関係機関から意見を求めることができる。

(附則)

第 10 条 この会則は平成 19 年 5 月 30 日から実施する。

北海道災害義援金募集（配分）委員会会則（昭和 57 年 9 月 1 日制定）は廃止する。

別紙

災害義援金配分事業要綱骨子

北海道災害義援金配分委員会会則第7条に定める要綱骨子は次のとおりとする。

1 義援金配分要綱名

要綱の名称は原則として発生した災害名を冠し「〇〇災害義援金配分要綱」とする。

2 実施主体

北海道災害義援金配分委員会とする。

(事務局：北海道保健福祉部福祉局援護課)

3 構成団体

委員会構成団体名を明記する。

4 趣旨

都度委員会において定める。

5 配分方法

北海道災害義援金募集委員会から送金された義援金（預金利子を含む）は、速やかに委員会を開催し協議の上、公正・適正に被災市町村等に配分する。

6 広報・周知

義援金配分結果については、その都度委員会名をもって新聞・ラジオ・テレビ等を通じて公表する。

7 経費

各構成団体が義援金の配分結果について公表する諸経費については、その団体が負担する。

(2) 被災地への義援金送料等については委員会において定める。但しこれらの費用を義援金より支出することは原則として行なわない。

8 その他

本要綱骨子に定めるものの外必要な事項は委員会において定める。

資料14

鷹栖町水防計画

この計画は、水防法(昭和24年法律第193号。以下「法」という。)第33条第1項の規定に基づき、鷹栖町域における洪水、内水氾濫による水災を警戒し、防御し、及びこれによる被害を軽減し、もって公共の安全を保持することを目的とする。

1 水防の責任及び処理すべき事務又は業務の大綱

法に定める機関等の水防の責任及び処理すべき事務又は業務の大綱は次のとおりである。

(1) 鷹栖町の水防責任

水防管理団体として、区域内における水防を十分に果たす責任を有する。(法第3条)

(2) 処理すべき事務又は業務の大綱

① 水防管理団体(鷹栖町)

ア 平常時における河川等の巡視。(法第9条)

イ 水防団及び消防機関の出動準備又は出動させること。(法第17条)

ウ 警戒区域を設定すること。(法第21条)

エ 警察官の援助を要求すること。(法第22条)

オ 他の水防管理者又は市町村長若しくは消防長へ応援要請すること。(法第23条)

カ 堤防決壊等の通報、決壊後の措置に関すること。(法第25条、法第26条)

キ 避難のための立ち退きを指示すること。(法第29条)

ク 水防訓練の実施に関すること。(法第32条の2)

② 北海道(上川総合振興局及び旭川建設管理部)

ア 指定水防管理団体を指定すること。(法第4条)

イ 水防計画の策定及び要旨を公表すること。(法第7条)

ウ 水防管理団体が行う水防への協力に関すること。(河川法第22条の2)

エ 気象予報及び警報を伝達すること。(法第10条第3項)

オ 洪水予報を発表及び通知すること。(法第10条第3項、第1条第1項、第13条の2)

カ 水位の通報及び公表に関すること。(法第12条)

キ 水位情報を通知及び周知すること。(第13条第2項及び第3項、第13条の2)

ク 浸水想定区域を指定、公表及び通知すること。(法第14条第1項、第2項及び第3項)

ケ 水防警報を発表及び通知すること。(法第16条第1項、第2項及び第3項)

- コ 避難のための立退きの指示に関すること。(法第29条)
- サ 緊急時の水防管理者、水防団長又は消防機関の長への指示に関すること。(法第30条)
- シ 水防に関する勧告及び助言に関すること。(法第48条)
- ③ 国土交通省北海道開発局(旭川開発建設部)
 - ア 水防管理団体が行う水防への協力に関すること。(河川法第22条の2)
 - イ 洪水予報を旭川地方气象台と共同で発表及び通知すること。(法第10条第2項、第13条の2)
 - ウ 水防警報を発表及び通知すること。(法第16条第1項及び第2項)
 - エ 水位情報を通知及び周知すること。(法第13条第1項、第13条の2)
 - オ 浸水想定区域を指定、公表及び通知すること。(法第14条第1項、第2項及び第3項)
- ④ 気象庁(旭川地方气象台)
 - ア 水防活動用気象予報及び警報を発表及び通知すること。(法第10条第1項、気象業務法第14条の2第1項)
 - イ 洪水予報を旭川開発建設部と共同で発表及び通知すること。(法第10条第1項及び第2項、法第11条第1項並びに気象業務法第14条の2第2項及び第3項)
- ⑤ 居住者等
 - 町の区域内に居住する者又は水防の現場にある者は、水防管理者、消防機関の長から水防に従事することを求められたときは、これに従うものとする。(法第24条)
- ⑥ 管理者等
 - 町内にため池等を保有又は管理する者は、日頃から維持、管理を適正に行い、増水が予想される時は、監視を行うものとする。災害が想定される場合は、ただちに水防管理者(町長)に報告するものとする。

2 水防組織

(1) 水防本部の設置

水防管理者は町内において水害による局地的な災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき、又は水防警報の通知を受け、必要があると認めるときは、鷹栖町水防本部を設置し、組織は鷹栖町地域防災計画第2章第2節「災害対策本部」に定めるところに準じる。

(2) 水防本部の所轄事務

水防に関する各部の事務は、鷹栖町地域防災計画第2章第2節「災害対策本部」に定めるところに準じ所轄し、水防事務の総括は総務企画部で行うものとする。

3 河川管理者、隣接市町村水防管理団体及び警察官との協力応援

(1) 河川管理者の協力

河川管理者(北海道開発局長)は、自らの業務等に照らし可能な範囲で、水防管理団体が行う水防のための活動に次の協力を行う。(河川法第22条の2)

ア 河川に関する情報(河川の水位、河川管理施設の操作状況に関する情報、CCTVの映像、ヘリ巡視の画像等)の提供

イ 重要水防箇所の手合点検の実施

ウ 水防管理団体が行う水防訓練及び水防技術講習会への参加

エ 水防管理団体及び水防協力団体の備蓄資器材が不足するような緊急事態に際して、河川管理者の応急復旧資器材又は備蓄資器材の貸与

オ 洪水等により甚大な災害が発生した場合、又は発生するおそれがある場合に、水防管理団体と河川管理者間の水防活動に関する災害情報の共有を行うための水防管理団体への職員の派遣(リエゾンの派遣)

(2) 隣接市町村水防管理団体との協力応援

法第23条の規定に基づく隣接市町村水防管理団体との協力応援連絡系統は、次のとおりとする。

旭川市水防管理団体 市役所	0166-26-1111
旭川市消防本部	0166-23-4556
東神楽町水防管理団体	0166-83-2111
東川町水防管理団体	0166-82-2111
当麻町水防管理団体	0166-84-2111
比布町水防管理団体	0166-85-2111
愛別町水防管理団体	01658-6-5111
上川町水防管理団体	01658-2-1211

(3) 警察機関との協力応援

ア 警察通信施設の使用(法第27条第2項)

イ 警戒区域の監視(法第21条第2項)

ウ 警察官の出動(法第22条)

エ 避難、立退きの場合における措置(法第29条)

4 重要水防区域の指定

町内河川等で水防上特に重要な区域は、鷹栖町地域防災計画第4章第1節の1「水防区域及び河川整備計画」に掲げるとおりである。

5 水防活動用の警報等

水防管理者又は水防に関係ある機関は、常に気象の状況に注意するとともに、旭川地方气象台、旭川開発建設部及び旭川建設管理部から発表される次の水防活動用予報及び警報等の処理に遺漏のないようにしなければならない。

(1) 気象予報及び警報、雨量・水位情報等の収集

ア 市町村向け情報提供

名 称	提 供 情 報
国土交通省 「市町村向け川の防災情報」 (統一河川情報システム) ※	雨量・水位情報、レーダー、観測情報、水防警報、洪水予報等
気象庁 防災情報提供システム ※	気象情報、解析雨量

(注) ※貸与されたID・パスワードにより利用

イ 一般向け情報提供

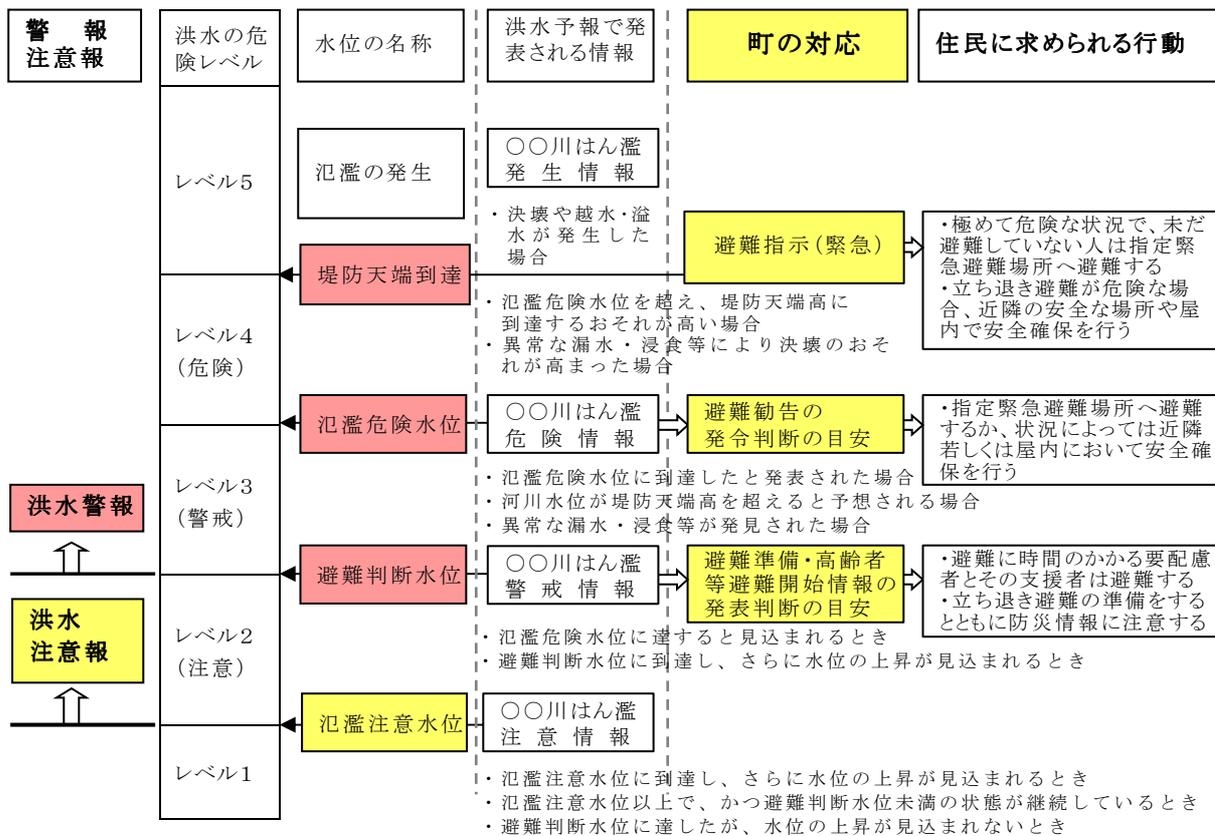
名 称	提 供 情 報
国土交通省 「川の防災情報」	雨量・水位情報、レーダー観測情報、水防警報、洪水予報等
北海道防災情報 (防災対策支援システム)	気象情報、避難情報、道路情報、河川情報、メール配信サービス
札幌管区气象台ホームページ	気象情報、解析雨量
気象庁ホームページ	気象情報、解析雨量、レーダー・ナウキャスト

(2) 水防活動に用いられる予報、警報等の種類及び発表機関

	種 類	発 表 機 関	摘 要
①水防活動用気象予報 警報並びに情報等 (法第10条第1項 気象業務法第14 条の2第1項)	大雨注意報、 大雨警報、 大雨特別警報、 洪水注意報、 洪水警報	旭川地方气象台	一般向け注意報及び警報の発表をもって代える。 (基準及び伝達は地域防災計画第3章第1節2に掲載)
②洪水予報(指定河川) 石狩川(上流) (法第10条第2項 気象業務法第14 条の2第2項)	注意報、 警報、情報	旭川開発建設部、 旭川地方气象台 共同	指定河川について、水位又は流量を示して行う予報。 なお、洪水予報の発表基準(危険レベル、洪水予報の種類、水位の名称及び求める行動等)は下表のとおり。 注1
③水防警報 (法第16条)	待機、準備、 出動、指示、 解除	旭川開発建設部 旭川建設管理部	指定河川流域の水防管理団体に水防活動を行う必要があることを警告して発表する。

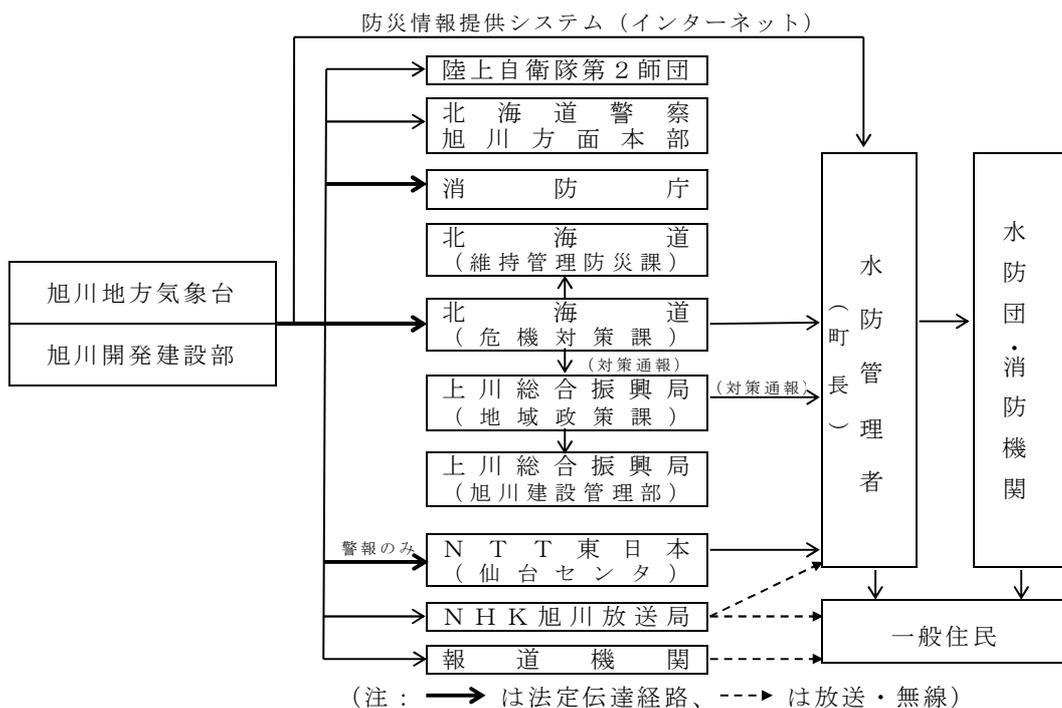
① 水防活動用気象予報・・・基準及び伝達は地域防災計画第3章第1節2に掲載

② 指定河川洪水予報の発表基準と行動等 注1



②-2 洪水予報の伝達系統図 (法第10条第2項、気象業務法第14条の2第2項)

旭川開発建設部と旭川地方気象台が共同で発表する場合。〔指定河川:石狩川(上流)〕



③ 水防警報の発令及び伝達

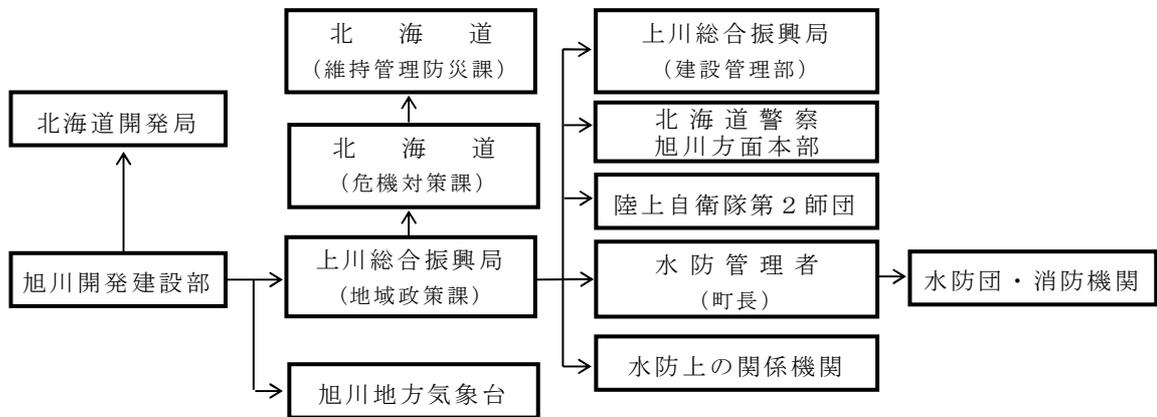
ア 国土交通大臣が行う水防警報（法第16条第1項）

〔水防警報指定河川・・・北海道水防計画別表3
 ①石狩川(幹線)・・・水位観測所:伊納 ②オサラッペ川・・・水位観測所:鷹栖橋〕

イ 水防警報の種類等

種類	内 容	発 表 基 準
待機	不意の出水あるいは水位の再上昇等が予想される場合に、状況に応じて直ちに水防機関が出動できるように待機する必要がある旨を警告するもの 水防機関の出動期間が長引くような場合に、出動人員を減らしても差し支えないが、水防活動を止めることはできない旨を警告するもの	気象予報(注意報を含む)、警報並びに情報等及び河川状況により、特に必要と認めるとき。
準備	水防に関する情報連絡、水防資機材の整備、水門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに、水防機関に出動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの	雨量、水位、流量その他の河川状況により必要と認めるとき。
出動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの	河川はん濫注意情報等により、又は水位、流量、その他の河川状況によりはん濫注意水位に達しなお上昇のおそれがあるとき。
指示	水位、滞水時間、その他水防活動上必要な状況を明示するとともに、越水、漏水、堤防斜面の崩れ、亀裂、その他河川状況により警戒を必要とする事項を指摘して警告するもの	河川はん濫警戒情報等により、又は既にはん濫注意水位を越え災害のおそれがあるとき。
解除	水防活動を必要とする出水状況が解消した旨、及び当該基準水位観測所名による一連の水防警報を解除する旨を通告するもの	はん濫注意水位以下に下降したとき、又ははん濫注意水位以上であっても水防作業を必要とする河川状況が解消したと認めるとき。

ウ 国土交通大臣が行う水防警報の伝達系統図



エ 知事が行う水防警報・・・指定河川なし

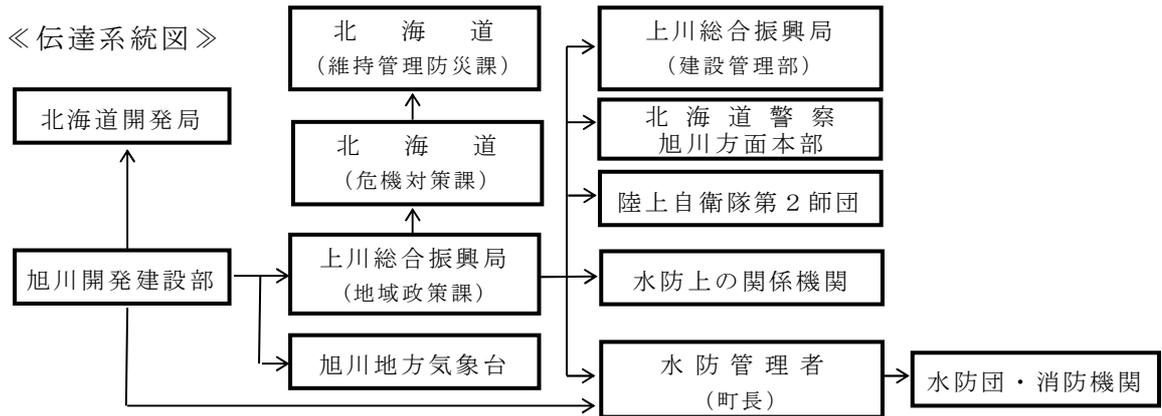
6 水位の通報及び公表

(1) 水位情報の通知及び周知

水位周知観測所の水位が水防団待機水位を超えるときは、北海道開発局又は北海道が発表し、伝達は次の系統により行う。

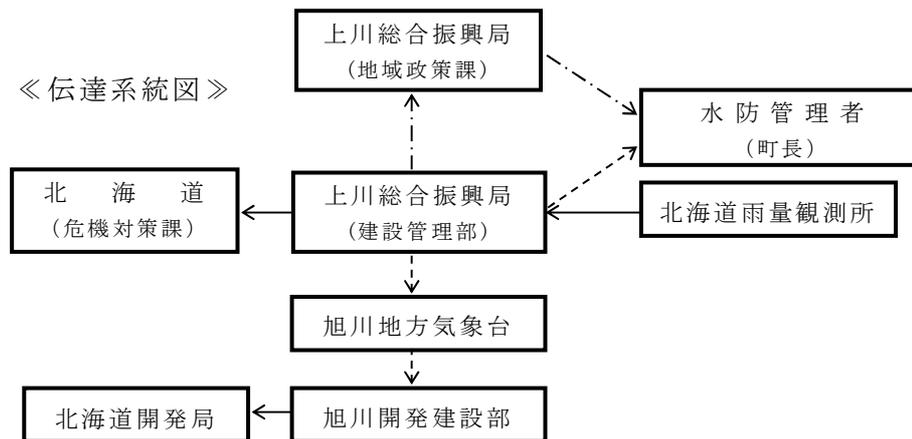
ア 国土交通大臣が行う水位情報の通知及び周知の伝達

[水位周知河川:石狩川(水系)オサラッペ川・・・水位周知観測所:鷹栖橋]・・・北海道水防計画別表 4



イ 知事が行う水位情報の通報及び伝達

[水位周知河川:石狩川(水系)ヨンカシユッペ川・・・観測所:鷹栖町 2518 番 1 地先河川敷]・・・北海道水防計画別表 6



—→ 通常の系統 - - -> 通報必要に応じ ····→ 障害時

7 水防施設

町内の水位・雨量観測所は、次のとおりである。

(1) 水位観測所

所轄	観測所名	水系	河川名	水位観測所位置	水防団待機水位	はん濫注意水位	避難判断水位	はん濫危険水位	計画高
北海道開発局	鷹栖橋	石狩川	オサラツペ川	鷹栖町北野(鷹栖橋下流50m)	105.3	105.7	106.0	106.4	106.72
北海道	ヨンカシュツペ川	石狩川	ヨンカシュツペ川	鷹栖町2518番1地先河川敷(有明橋地点)	115.15	115.8	-	116.51	116.51

(2) 雨量観測所

観測所名	区分	河川名	位置	設置者	備考
鷹 栖	転倒マス型雨量計	-	鷹栖町10線10号	鷹栖町	広瀬宅(87-2278)
ヨンカシュツペ川	テレメータ	ヨンカシュツペ川	鷹栖町2518番1地先河川敷(有明橋地点)	北海道	

8 水防用資器材の備蓄

町の水防用資器材の備蓄は次のとおりである。

なお、町の備蓄資器材に不足が生じたときは、必要に応じ民間等から調達するものとする。

(1) 水防資器材の備蓄

【排水ポンプ】

品 名	規 格	型 番	数 量	備 考
可搬式水中ポンプ (片吸込型・ホース:20m×2)	口径200mm 吐出量5m ³ /min	200LSM-KF形	1台	専用インバータ駆動 H26.下水道購入
エンジン発電機	60KVA	SDG60S-7B1	1台	H26.下水道購入
排水ポンプパッケージ (ポンプ2台・ホース:20m×6)	口径200mm 吐出量5m ³ /min×2	200LSM-KF形	1台	500Wハロゲン×2付 H27.6鷹栖町購入
エンジン発電機	45KVA	SDG45S-3B1	1台	H27.6鷹栖町購入

【その他】

品 名	数 量	品 名	数 量
スコップ	15	ボート	2
照明灯	5	土のう用布袋	4800

(2) 民間等から調達可能な水防資器材

調 達 先	所 在 地	電 話 番 号	調 達 可 能 な 資 材
たいせつ農業協同組合鷹栖支所	鷹栖町北1条2丁目	0166-87-2121	土のう袋、ビニール袋、スコップ、なわ、針金、ロープ 他
あさひかわ農業協同組合北野基幹支所	鷹栖町北野西4条1丁目	0166-87-2131	土のう、ビニール袋、スコップ、なわ、針金、ロープ 他

9 非常監視及び警戒

建設水道部は、水防管理者(町長)が非常配備を指令したときは、町内の水防区域内を巡視し、監視警戒を厳重に行い、異常を発見したときは直ちに水防管理者に報告するとともに、水防管理者は速やかに当該河川管理者に連絡し、必要な措置を求めるものとする。

監視警戒に当たり、特に留意する事項は次のとおりである。

- (1) 裏のりの漏水又は飽水による亀裂及び土砂の崩れ
- (2) 表のりで、水当たりの強い場所の亀裂及び土砂の崩れ
- (3) 天端の亀裂又は沈下
- (4) 堤防の越水状況
- (5) 樋門の両そで又は底部よりの漏水と、扉の閉まり具合
- (6) 橋りょうと、その他構築物取り付け部分の異常
- (7) ため池等については、所有者又は管理者が(1)から(6)までのほか、次の事項について注意し、監視するものとする。
 - ア 取入口の閉塞状況
 - イ 流域の山崩れの状態
 - ウ 流入水及び浮遊物の状況
 - エ 余水吐及び放水路付近の状況
 - オ 樋管の漏水による亀裂及び土砂の崩れ

10 警戒区域

水防上緊急の必要がある場所においては、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者は、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立ち入りを禁止し、若しくは制限し、又はその区域からの退去を命ずることができるものとする。また、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者がいないとき、又はこれらの者の要求があったときは、警察官は、水防団長、水防団員、消防機関に属する者の職権を行うことができる。

11 水防作業

水防工法を必要とする異常事態が発生したときは、被害を未然に防止し又は被害の拡大を防ぐために、堤防、構造、護岸の状態等を考慮して、最も適切な工法を選択し、迅速的に作業を実施するものとする。

12 水防信号

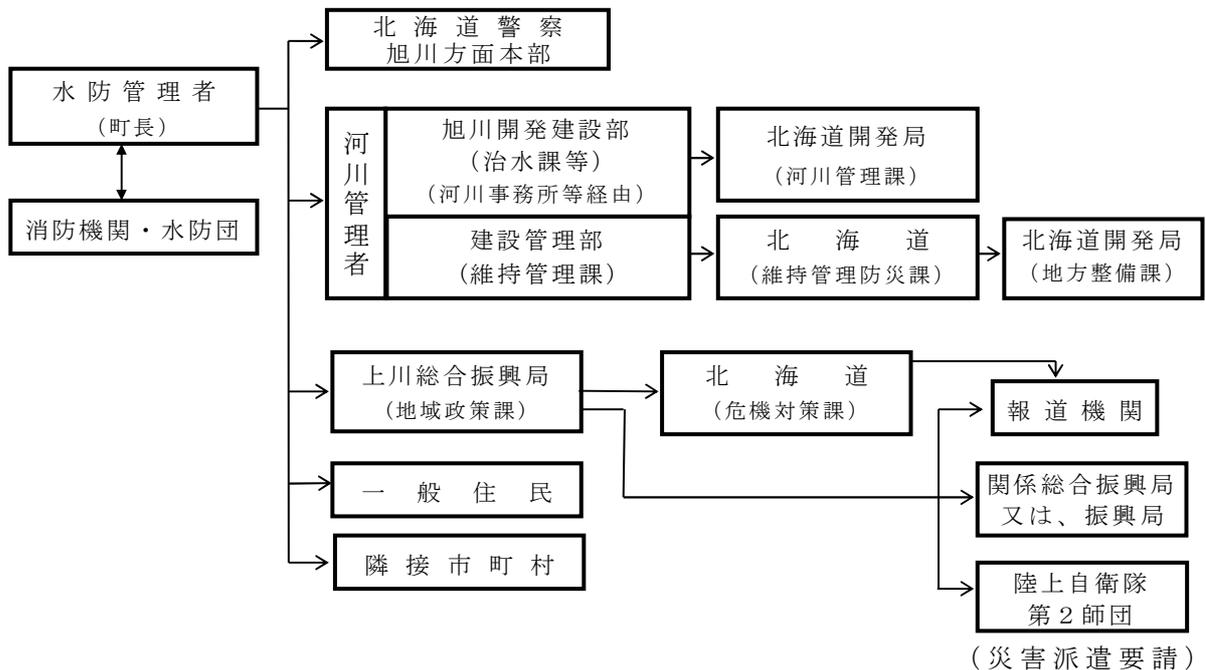
水防に用いる信号は、次のとおりとする。

方法 区分	余韻防止付きサイレン信号	備 考
警 戒 信 号	●—休止—●—休止—●—休止 5秒 15秒 5秒 15秒 5秒 15秒	警戒水位に達した時及び気象台から気象の通報を受けたとき。
出 動 第 1 信 号	●—休止—●—休止—●—休止 5秒 6秒 5秒 6秒 5秒 6秒	町及び消防機関に属する者全員が出動するとき。
出 動 第 2 信 号	●—休止—●—休止—●—休止 10秒 5秒 10秒 5秒 10秒 5秒	町の区域内に居住する者が出動するとき。
危 険 信 号 避 難 立 ち 退 き	●—休止—●—休止—●—休止 1分 5秒 1分 5秒 1分 5秒	必要を認める区域内の居住者に避難のため立ち退きを知らせるとき。

13 決壊通報

堤防、ダムその他の施設が決壊したとき、又は、越水、溢水若しくは異常な漏水が発生したときは、水防管理者、水防団長、消防機関の長又はダム等の管理者は、直ちに一般住民、関係機関、隣接市町村に通報するものとする。

(1) 堤防等の決壊・越水通報系統図



(注) 消防機関の長、水防団長は水防管理者が現場に所在せず、緊急に通報する必要があると判断したときは、上記通報図に準じて通報を行うものとする。

14 避難計画

水防管理者(町長)は、堤防等が決壊した場合又は破堤、浸水のおそれのある場合は、直ちに必要と認める区域の居住者に対し、避難のため立ち退き又はその準備を指示するものとする。(鷹栖町地域防災計画第5章第3節「避難救出計画」を参照。)

15 水防通信連絡

災害時における情報及び被害報告等の通信連絡方法は、鷹栖町地域防災計画第3章第3節「災害通信計画」を参照。

16 報 告

(1) 水防報告

水防管理者(町長)は、次に定める事態が発生したときは、速やかに上川総合振興局長に報告するものとする。

- ア 水防団及び消防の機関を出動させたとき。
- イ 他の水防管理団体に応援を要請したとき。
- ウ その他必要と認める事態が発生したとき。

(2) 水防活動実施報告

水防活動が終了したときは、当該活動の終了した日の属する月の翌月の5日までに、別に定める様式により活動状況を上川総合振興局に報告するものとする。